

国立大学法人・大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間
（4年目終了時）の業務の実績に関する評価について令和3年6月30日
国立大学法人評価委員会
委員長 車谷 暢昭

1. 国立大学法人評価委員会は、この度、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間（4年目終了時）の業務の実績に関する評価を行いました。今回の評価に当たっては、各法人が行う教育研究の特性や運営の自主性・自律性に配慮しつつ、各法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の達成状況の評価を実施したものであり、このうち教育研究の評価については、専門的な観点からきめ細かく評価を行う必要があることから、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重してとりまとめたものとなります。

なお、今回の評価は、平成28年度から令和元年度までの4年間の業務の実績を含む中期目標期間終了時の業務の達成見込みについて評価を実施しており、令和3年度までの6年間の業務の実績については、中期目標期間終了後に改めて評価結果を確定させることとしています。また、本評価制度は、各法人間を相対比較するものではないことに留意する必要があります。

2. 法人化以降、国立大学法人においては、第1期中期目標期間では法人制度の「始動期」として制度の定着を図り、第2期では法人化の長所を生かした改革を本格化させてきました。これらに引き続く第3期中期目標期間においては、これまでの改革の実績やその成果、特に第2期の後半3年間の改革加速期間の取組を踏まえ、各法人の機能別分化に基づく様々な改革に取り組んでいることが今回の評価結果から伺うことができます。例えば、学長のリーダーシップの下、大学の強みや特色を生かし、大学間連携による共同学部の設置や、一法人複数大学制度を活用した複数の大学の教育研究資源の効果的・効率的な利活用、自治体や企業等からの支援を活用したキャンパス整備等、それぞれの法人が求められる社会的役割を認識しつつ、社会の期待に応えていく取組が数多く見られました。

また、大学共同利用機関法人においても、機構長のリーダーシップの下、共同利用・共同研究の質的向上、異分野融合・新分野創生を目指す機能強化に着実に取り組む姿勢が伺えます。

3. 一方で、情報セキュリティマネジメント上の課題や、研究活動における不正行為等のコンプライアンス上の課題、大学院における学生定員の未充足等により、「中期目標の達成のためには遅れている」と評定した法人もあります。さらに、一部の法人については、法人の組織体制や内部統制に重大な課題があったことから、「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」と評定しています。

これらの法人においては、現時点においては改善や再発防止に向けた様々な取組が進められているところではありますが、社会からの信頼を回復するため、引き続き、

全学一体となった取組を行うことを強く求めます。

4. 今回の評価においては、第2期中期目標期間評価と同様、優れた取組を取り上げる際に、取組の実施状況・成果に加えて、その成果に対する地域や社会からの評価にも着目しました。公的資金に支えられる国立大学法人等は、地域社会や国民の期待に応え、その理解と信頼を得ていかなければなりません。

今後とも、教育・研究・社会貢献の取組を着実に前進させ、具体的な成果をあげるとともに、その取組の成果を社会に発信し、還元していくことについても、最大限に工夫していただきたいと思えます。

5. また、各法人においては、各法人における自己点検・評価を含めた国立大学法人評価が、国立大学法人制度のPDCAサイクルにおける「C（チェック）」であることを十分に踏まえ、今回の評価結果を第3期中期目標・中期計画の達成及び第4期中期目標期間における中期目標・中期計画の作成に向けた前向きで挑戦的な「A（アクション）」「P（プラン）」につなげていただくことが重要となります。

特に国立大学法人等の存立は言うまでもなく社会からの負託・信頼によるものであり、第4期中期目標期間に向けては、6年間を見通した戦略的な中期目標・中期計画を策定し、それらを社会に対して明確に提示することが求められます。さらには、それを通じて、更なる機能強化を見据えた組織・業務の見直しや重点化を含め、各法人が目指す機能強化の方向性を明確化するとともに、自律的な経営体として発展しながら、その持てる可能性を最大限活用して機能を拡張していくことで、我が国が挑む新たな社会に向けた挑戦を先導していくことを期待したいと思えます。